

## 京田辺市工事等成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、京田辺市が発注する土木工事及び建築工事並びに設備工事等（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負金額が100万円以上の請負工事等について行うものとする。

ただし、草刈、浚渫等の技術的管理を要しない維持工事等については、評定を省略できるものとする。

### (評定者)

第3条 工事等の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員及び係長等職員並びに監督職員とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、工事等発注単位ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事等成績評定表（別記様式第1号）によって行うものとする。

### (評定表の提出等)

第5条 検査員である評定者は随時検査及び完成検査の終了後に、係長等職員及び監督職員である評定者は完成検査の終了後にそれぞれ評定を行うものとする。

2 検査員である評定者は、完成検査の評定を行ったときは、遅滞なく評定表を市長に提出するものとする。

### (評定の結果の通知)

第6条 市長は、評定者から評定表の提出を受けた場合は、当該工事等の受注者に対して、評定の結果を工事等成績評定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、評定の結果を通知した後、瑕疵が判明した場合等で評定を修正する必要があると認める場合は評定を修正し、その結果を当該工事等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領（以下「新要領」という。）の規定は、令和5年4月1日以後に当初契約を締結する工事等について適用する。

3 令和5年3月31日以前に当初契約を締結し、令和5年4月1日以降に完成検査を行う工事等については、なお従前の例による。

ただし、当該当初契約の契約工期の2分の1以上が、令和5年4月1日以降となる場合については、新要領の規定を適用する。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

契約の相手方

商号又は名称

代表者氏名 様

京田辺市長

〔公印省略〕

### 工事等成績評定通知書

貴社が受注した工事について、京田辺市工事等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対して本通知書の発行日から7日（休日を含む）以内に、書面により説明を求めることが出来ます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送回答いたします。

なお、説明を求める場合の問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

1 工 事 名

2 工 事 番 号

3 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

4 完成検査年月日 年 月 日

5 評 定 点 点（項目別評定点は、様式第2号－1のとおり）

6 問い合わせ先

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3. 3 点
	II. 配置技術者	／ 4. 1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13. 0 点
	II. 工程管理	／ 8. 1 点
	III. 安全対策	／ 8. 8 点
	IV. 対外関係	／ 3. 7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14. 9 点
	II. 品質	／ 17. 4 点
	III. 出来ばえ	／ 8. 5 点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	／ 7. 3 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	／ 5. 7 点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	／ 5. 2 点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
<b>評定点合計</b>		／ 100. 0 点

様式第2号-2

第 号  
年 月 日

契約の相手方

商号又は名称

代表者氏名 様

京田辺市長

[公印省略]

### 工事等成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答  
します。

なお、当該の件に係る再説明はいたしませんので、ご了承願います。

#### 記

1 工 事 名

2 工 事 番 号

3 疑問に対する回答